**安全衛生法施行令の改正に伴う職長セミナーのご案内**

南三陸商工会では、安全衛生法施行令改正に伴う職長研修会を開催いたします。

**令和５年４月１日**から**職長等に対する安全衛生教育が義務化**されたことにより、安全衛生講習等の受講が必要となります。

**研修内容には国で示す必須内容の為、必ず２日間連続の研修**となります。

**・職長等の安全衛生教育の必要な業種**

労働安全衛生法施行令改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種が新たに加わり、建設業、製造業（一部適用除外あり）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業が対象となります。

**・職長とは**

作業中の労働者を直接指導又は監督する者とされています。（労働安全衛生法第６０条）

職長とは総称に過ぎず作業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等、様々な名称で呼ばれておりますが、名称はともかく、仕事をする上で、作業現場等で指揮、命令を行う方が職長となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開催日 | 開催場所 | 研修時間 | 受講料 |
| 令和５年６月２１日（水） | 南三陸商工会　研修室 | ９：００から  １７：３０ | １名（２日間）：３３,０００円（消費税、教材費等含む） |
| 令和５年６月２２日（木） | 南三陸商工会　研修室 | ９：００から  １７：３０ |

開催日程（必ず２日間連続の研修となります）

**・講　師：（一財）中小建設業特別教育協会　　黒田　了光　氏**

**・受講者定員：お申込み先着順で、定員は１５名となります。**

**・お申込み期日：令和５年６月７日（水）午後５時まで**

**・受講料については後日、請求書をご送付させて頂きます。**

**お申込み・お問い合わせについては、商工会（TEL：４６－３３６６　メール：minamisanriku\_sci@office.miyagi-fsci.or.jp）にお願い申し上げます。**

**～　南　三　陸　商　工　会　～**

職長等安全衛生教育セミナー申込書

職長等安全衛生セミナーに申込をいたします。

申込先：南三陸商工会　F A X：４６－５３３５

　メール：[minamisanriku\_sci@office.miyagi-fsci.or.jp](mailto:minamisanriku_sci@office.miyagi-fsci.or.jp)

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |
| 住　　　所 |  |
| T 　E　 L |  |
| F　 A X |  |
| メ　ー　ル |  |
| フリガナ  受講者名  生年月日 |  |
|  |
| 昭和・平成　　年　　月　　日生 |
| フリガナ  受講者名  生年月日 |  |
|  |
| 昭和・平成　　年　　月　　日生 |
| フリガナ  受講者名  生年月日 |  |
|  |
| 昭和・平成　　年　　月　　日生 |

受講料

|  |  |
| --- | --- |
| １名（２日間連続） | ３３,０００円（消費税、教材費含む） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加者数 | 単価（３３,０００円） | 申込受講料合計 |
| 名 | ３３,０００円 | 円 |